

た額（分割日の前日が平成17年10月1日前の場合は、昭和50年告示の規定の例により算出した額）をいう。以下同じ。）」に改め、同（2）のイ中「代行給付の現価相当額」を「過去期間代行給付現価相当額」に改める。

3の2を次に改める。

「

3の2 基金間の権利義務の移転の場合の最低責任準備金の算出の経過措置について

平成12年4月1日以降平成17年10月1日前までに厚生年金保険法第144条の2の規定により権利義務の移転を行おうとする基金及び権利義務を移転する設立事業所に係る最低責任準備金の算出については、従前の例によること。

」

4の（3）を次に改める。

「

（3）平成12年4月1日以降平成17年10月1日前までに基金間の権利義務の移転があった場合の最低責任準備金の算出の基礎となる記録の管理については、従前の例によること。

」

5の（4）を次に改める。

「

（4）平成12年4月1日以降平成17年10月1日前までに基金間の権利義務の移転又は承継があった場合、最低責任準備金の報告については従前の例によること。

」

第7 「厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について」の一部改正

「厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について(平成16年3月16日年発第0316001号)」の一部を次のように改正する。

(別紙)の厚生年金基金における決算事務の取扱いについて(平成8年6月27日年発第3323号)読替表中

「

満期保有 目的の債 券
有

」

を

「

満期保有 目的の債 券
その他の 有価証券

」

に改める。

第8 「特定基金の解散に関する特例について」の一部改正

「特定基金の解散に関する特例について(平成17年2月25日年発第0225001号)」の一部を次のように改正する。

(様式第3号)の(その1)を次に改める。

「
(その1)

厚生年金保険法第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額の総括表
第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額

円

平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額	①	円
平成11年厚生省告示第192号第1項第2号に規定する額	②	
平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4に規定する額	③	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号の5に規定する額	⑤	
平成11年厚生省告示第192号第1項第7号から第7号の4に規定する額	⑥	
平成11年厚生省告示第192号第1項第8号から第8号の4に規定する額	⑦	
平成11年厚生省告示第192号第1項第9号から第9号の4に規定する額	⑧	
平成11年厚生省告示第192号第1項第11号に規定する額	⑨	
平成11年厚生省告示第192号第1項第12号に規定する額	⑩	
平成11年厚生省告示第192号第1項第13号に規定する額	⑪	
平成11年厚生省告示第192号第1項第14号に規定する額	⑫	
平成11年厚生省告示第192号第1項第15号に規定する額	⑬	
厚生年金保険法第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額	⑭	

(注) ⑭=①+②+③+④+⑤-⑥-⑦-⑧+⑨-⑩+⑪-⑫+⑬

同（その2）の記入上の注意の1の①中「分割又は」の次に「平成12年4月1日から平成17年9月30日までに」を加える。

同（その2の2）中表を次に改める。

平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額の明細書

分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金	①	円
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る分割日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち分割により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る分割日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

分割日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日以後平成17年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第2の率	過去期間代行給付現価相当額	備考
			元 年 月 日		月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月					

(頁)

同（その2の2）の記入上の注意の1中「第5項から第10項」を「第7

項から第11項まで」に改める。

同（その2の3）の記入上の注意の1中「基金解散日」の次に「（基金解散日が平成17年10月1日以後の場合は、平成17年9月30日）」を加え、「第5項から第10項」を「第7項から第11項まで」に改める。

同（その3）中表を次に改める。

平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、第5号から第5号の5、第7号から第9号の4及び第11号から第15号に規定する額の明細書

	免除保険料 収入 (第3号 第3号の4)	再加入者に 係る代行給 付の現価相 当額 (第5号 第5号の4)	連合会から の権利義務 継承(第5号 の5)	代行給付相 当額 (第7号 第8号の4)	中途脱退者 に係る代行 給付の現価 相当額 (第9号 第9号の4)	基金からの 権利義務継 承(事業所 単位) (第11号)	基金への権 利義務移轉 (事業所単 位) (第12号)	基金からの 権利義務継 承(個人単 位) (第13号)	基金への権 利義務移轉 (個人単 位) (第14号)	給付現価交 付金 (第15号)
平成11年10月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成11年厚生省 告示第192号第 1項の各号に規定 する額										
代行給付相当額を平成11年厚生省告示第192号第1項第8号から第8号の4において算出した月 平成 年 月から平成 年 月										

同（その4）中「平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、第5号から第5号の4、第7号から第9号の4に規定する額の明細書」を「平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、第5号から第5号の5、第7号から第9号の4、第11号から第14号に規定する額の明細書」に改め、同（その4）の4中「(注3)」を「(注4)」に、「(注2)」を「(注3)」に、「(注1)」を「(注2)」に改め、(注2)の前に(注1)として次を加える。

「(注1) 平成17年9月30日までの再加入者について作成すること。」

同(その4)の4の次に5として次を加える。

「

5 権利義務の移転及び承継

(1) 連合会からの権利義務の承継

ア 中途脱退者由来

加入員番号	基礎別番号	性	生年月日	氏名	昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日加入後の各月の標準報酬月額あった期間	昭和61年4月1日加入後の各月の標準報酬月額あった期間	昭和61年4月1日加入後の各月の標準報酬月額あった期間	平成15年4月1日加入後の各月の標準報酬月額あった期間	平成15年4月1日加入後の各月の標準報酬月額あった期間	平成17年4月1日加入後の各月の標準報酬月額あった期間	平成17年4月1日加入後の各月の標準報酬月額あった期間	特例乗率	給付率	平成16年告示第58号の別表1の率	平成16年告示第58号の別表2の率	現行給付額の現価相当額	代行給付額	
					月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円							円

(注1) 代行給付の現価相当額には、平成16年厚生労働省告示第358号の規定の例により計算した額を記入。

(注2) 法附則第32条第1項等の認可を受けた基金においては、当該認可を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

イ 解散基金由来

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日 元年月日	氏名	昭和64年1月1日以前加入の被保険者であった期間	昭和64年1月1日以後加入の被保険者であった期間	昭和64年1月1日以後加入の被保険者であった期間	昭和64年1月1日以後加入の被保険者であった期間	平成5年1月1日以後加入の被保険者であった期間	平成14年5月1日以後加入の被保険者であった期間	平成14年7月1日以後加入の被保険者であった期間	平成14年7月1日以後加入の被保険者であった期間	平成14年7月1日以後加入の被保険者であった期間	平成14年7月1日以後加入の被保険者であった期間	特別乗率	給付乗率	平成16年告示第359号の別表1の率	平成16年告示第359号の別表2の率	第16条第1項に規定する中途退者等に係る経過給付現価相当額	最低責任準備金/過去期間代行給付現価相当額(連合会)	年金給付等積立金を交付した年月	法第165条第4項に規定する年金給付等積立金の額
					月	円	月	円	月	円	月	円	月	円					円			円

(注) 連合会の最低責任準備金/過去期間代行給付現価相当額は、交付日の前年度末日(交付日が4月1日から9月30日の場合には前々年度末日)のものを記入すること。

(2) 基金からの権利義務の承継 (事業所単位)
 年金給付等積立金 (代行部分) の明細書

権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金	①	円
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年4月1日 前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日 前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	昭和61年4月1日 以後平成15年4月1日 前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日 以後平成15年4月1日 前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	平成15年4月1日 以後平成17年4月1日 前の加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日 以後平成17年4月1日 前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と賞与額の合計額	平成17年4月1日 以後の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日 以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第2の率	過去期間代行給付現価相当額	備考	
			元号	年月日																
						月	円	月	円	月	円	月	円	月						

(頁)

(3) 基金への権利義務の移転 (事業所単位)

年金給付等積立金 (代行部分) の明細書

権利義務承継日の前日における当該基金の最低責任準備金	①	円
権利義務承継日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
権利義務承継日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により承継基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
権利義務承継日の前日における当該基金の最低責任準備金のうち承継基金に係る額	④	

(注) ④ = ① × ③ / ②

権利義務移転日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日前の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日以後平成17年4月1日間の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後の加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第2の率	過去期間代行給付現価相当額	備考	
			元号	年月日																
						月	円	月	円	月	円	月	円	月						

(頁)

(4) 基金からの権利義務の承継（個人単位）

移元基金		交付日	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	年金給付等積立金(代行部分)	備考
基金番号	基金名				元号	年月日			
								円	

(5) 基金への権利義務の移転（個人単位）

承継先基金		交付日	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	年金給付等積立金(代行部分)	備考
基金番号	基金名				元号	年月日			
								円	

(様式第8号) を次に改める。

(様式第8号)

責任準備金相当額の特例の額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

厚生年金基金令第65条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額

円

平成16年厚生労働省告示第361号第1項第1号から第4号の合計額から第5号から第9号の合計額を控除した額	①	円
平成16年厚生労働省告示第361号第1項第1号から第4号の合計額から第5号から第9号の合計額を控除した額を平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額とみなした平成11年厚生省告示第192号第1項第2号に規定する額	②	
平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4に規定する額	③	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号の5に規定する額	⑤	
平成11年厚生省告示第192号第1項第7号から第7号の4に規定する額	⑥	
平成11年厚生省告示第192号第1項第8号から第8号の4に規定する額	⑦	
平成11年厚生省告示第192号第1項第9号から第9号の4に規定する額	⑧	
平成11年厚生省告示第192号第1項第11号に規定する額	⑨	
平成11年厚生省告示第192号第1項第12号に規定する額	⑩	
平成11年厚生省告示第192号第1項第13号に規定する額	⑪	
平成11年厚生省告示第192号第1項第14号に規定する額	⑫	
平成11年厚生省告示第192号第1項第15号に規定する額	⑬	
厚生年金基金令第65条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額	⑭	

(注1) ⑭=①+②+③+④+⑤-⑥-⑦-⑧+⑨-⑩+⑪-⑫+⑬

(注2) 算出の基礎となる事項を示した書類として、「特例額算出用様式」を別途添付のこと。